

## JAいわてグループ

## 担い手資格取得助成の申請方法のお知らせ

- ◆対象者 農業に従事する65歳以下(令和4年3月末時点)の方  
※昭和31年4月2日以降生まれの方で兼業、専業は問いません。
- ◆助成対象 大型特殊免許(農耕用限定含む)、けん引免許、フォークリフト、農業用ドローンの4つの資格
- ◆助成内容 資格取得費用(入学金、テキスト代、講習・検定料等、税抜)の1/4(千円未満切捨て)以内とし、1資格当たり2万円、1人当たり5万円を上限とします。  
※旅費交通費、宿泊費、ローン利息、手数料は助成対象外です。  
※当JAへの予算額の配分は、総額100万円となっており、申請総額がこの額を超過した場合には助成額が減額調整となります。
- ◆申請方法  
資格取得後、以下の書類をJAに提出してください。(事前申請不要)
  1. 令和3年度担い手資格取得助成 助成申請書(押印必要)  
※JA営農振興課、各営農経済センターで配布しています。
  2. 資格取得費用の領収書等の写し  
※2つ以上の資格を同時に取得した場合、それぞれの領収書の写しが必要です。
  3. 資格取得後の運転免許証、ライセンス証等の写し
- ◆交付時期 令和4年2月末頃(JA指定口座へ振込)
- ◆留意事項
  - ・令和3年1月1日から令和3年12月20日までに取得した資格が対象です。
  - ・申請の早い順で助成が決定されるものではありません。
  - ・行政、ハローワークなど他の助成金等を受けた場合は申請できません。

お問い合わせ JA営農振興課 ☎34-4001

# 営農情報

## 生産資材ひろば

### 農薬を正しく使って確かな収穫！ 農薬の確認するポイントを紹介します

#### ◎登録のある農薬を購入しましょう！

##### ○農薬のラベルを確認する

1. 農林水産省「登録番号」の有無
2. 適用のある「作物名」「適用病害虫(雑草)名」の確認
3. 使用面積に必要な薬量の確認

**注意：農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物に使えません。罰則もあります。**

#### ◎農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

1. 作用する作物名があるか確認  
⇒作物名、適用病害虫(雑草)名
2. 使い方を確認  
⇒希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数、使用上の注意
3. 必要な薬量を確認  
⇒必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整

**注意：農薬取締法の規定により、使用基準(対象作物、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数)を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。**

不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。

